



## 4月以降も無料で新型コロナワクチン接種を受けられます

☎十和田市新型コロナワクチンコールセンター ☎51-3936

特例臨時接種の期間が延長されたため、4月以降も新型コロナワクチン接種の自己負担はありません。なお、5月8日から「令和5年春開始接種」の実施期間となりますので、65歳以上の人と令和4年度に基礎疾患等で申請し接種した人には順次接種券を送付します。

### ■令和5年度新型コロナワクチン接種のイメージ

	～5月7日	5月8日～8月	9月以降
12歳以上	<b>令和4年秋開始接種</b> <b>【対象】</b> 初回接種（1・2回目接種）を終了し、オミクロン株対応2価ワクチンを接種していない人 オミクロン株対応2価ワクチン	<b>令和5年春開始接種</b> <b>【対象】</b> 初回接種（1・2回目接種）を終了し、次のいずれかに該当する人 ・65歳以上の人 ・基礎疾患等がある人 ・医療従事者等 オミクロン株対応2価ワクチン	<b>令和5年秋開始接種</b> <b>【対象】</b> 初回接種（1・2回目接種）を終了した5歳以上の全ての人 現在、国において使用するワクチンを検討しています。 
5～11歳	<b>追加接種</b> <b>【対象】</b> 初回接種（1・2回目接種）を終了し、オミクロン株対応2価ワクチンを接種していない人 オミクロン株対応2価ワクチン	<b>追加接種を継続して実施</b> <b>【対象】</b> 初回接種（1・2回目接種）を終了し、オミクロン株対応2価ワクチンを接種していない人 ※基礎疾患等がある人はさらに1回追加接種が可能 オミクロン株対応2価ワクチン	
6カ月～4歳		<b>初回接種（1～3回目接種）</b>	従来型ワクチン

※現行の12歳以上を対象としたオミクロン株対応2価ワクチンの追加接種（令和4年秋開始接種）は5月7日で終了となりますので、希望する人はお早めの接種をお願いします。

### ■令和5年春開始接種

65歳未満で基礎疾患等がある人および医療従事者等で接種を希望する人は申請をお願いします

◆**申請が必要な人** ①基礎疾患がある人 ②新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めた人 ③医療従事者等および高齢者施設等の従事者  
 ※令和4年度に基礎疾患等で申請し接種した人は申請は不要ですが、「医療従事者等および高齢者施設等の従事者」は新たに申請が必要です。

◆**接種の流れ 事前に申請が必要です**

- ①ウェブまたは保健センター窓口で接種券発行の申請をする。
- ②接種券が届く。
- ③同封の案内を確認し予約する。
- ④予約日に接種をする。

◆**申請方法**

**ウェブ申請**：申請フォームへの登録をしてください。  
 ※市ホームページの「電子申請・届出システム」からアクセスできます。  
**窓口申請**：保健センターに備え付け、または市ホームページからダウンロードした申請書を提出してください。

本市に転入した人は、接種券発行申請書を提出することにより、接種可能となる時期に案内が届きます。申請書は、保健センターと市民課に備え付けているほか、市ホームページからダウンロードできます。